

砥部町文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱

平成27年3月27日

砥部町告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、指定文化財の所有者、管理団体、保存団体が行う文化財保存顕彰事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、町が予算の範囲で事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、指定文化財の保存、伝承、修理及び周知活用のための事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業の実施に要する経費とし、補助金の額は、補助対象経費に次の割合を乗じて得た額の合計額を限度とする。

- (1) 500万円以下の額 2分の1
- (2) 500万円を超え、1,000万円以下の額 5分の1
- (3) 1,000万円を超え、2,000万円以下の額 10分の1
- (4) 2,000万円を超える額 15分の1

2 補助対象経費の支出費目は、次に掲げるものに限る。

- (1) 賃金
- (2) 需用費(食糧費を除く。)
- (3) 役務費
- (4) 委託費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 工事請負費
- (7) 原材料費
- (8) 備品購入費

(補助金の交付申請)

第4条 指定文化財の所有者、管理団体、保存団体は、補助金の交付を受けようとするときは、文化財保存顕彰事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 文化財保存顕彰事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他参考となる資料(写真、見積書、設計書等)

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し適当と認め

たときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、文化財保存顕彰事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた指定文化財の所有者、管理団体、保存団体(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ文化財保存顕彰事業変更承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20パーセントを超える変更をしようとするとき。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに文化財保存顕彰事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 文化財保存顕彰事業報告書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)
- (3) その他参考となる資料(写真等)

(補助金額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、文化財保存顕彰事業費補助金確定通知書(様式第9号)により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、文化財保存顕彰事業費補助金支払請求書(様式第10号)を、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条に規定する請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第11条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第12条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取り消し等)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年度文化財保存顕彰事業費補助金交付申請書

年 月 日

砥部町長 様

住所

氏名

印

年度文化財保存顕彰事業を次のとおり実施したいので、砥部町文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 事業計画書(様式第2号)
- 2 収支予算書(様式第3号)
- 3 その他参考となる資料(写真、見積書、設計書等)

様式第2号(第4条関係)

年度文化財保存顕彰事業計画書

年 月 日

砥部町長 様

住所

氏名

印

年度において文化財保存顕彰事業を次のとおり実施したいので、砥部町文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱第4条の規定により提出します。

1 事業の名称 ()

2 事業の内容

3 事業費	円	内訳	町補助金	円
			事業者負担金	円
			地元寄付金	円
			その他()	円

様式第3号(第4条関係)

収支予算書

単位：円

	科目	予算額	備考
	町補助金 事業者負担金		
収入	合計		
支出	工事請負費		
	合計		

様式第4号(第5条関係)

文化財保存顕彰事業費補助金交付決定通知書

事業者名

年 月 日付けをもって補助金交付申請のあった 年度文化財保存顕彰事業費補助金については、砥部町文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり交付する。

第 号

年 月 日

砥部町長

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の額 金 円

3 条件

- (1) 補助金交付の対象となる事業内容は、文化財保存顕彰事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- (2) この補助金は、告示の定めるところにより取り扱わなければならない。

様式第5号(第6条関係)

年度文化財保存顕彰事業変更承認申請書

年 月 日

砥部町長 様

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった文化財保存顕彰事業を、次のとおり変更したいので、砥部町文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

- 1 変更の理由
- 2 事業計画書(様式第2号)
- 3 収支予算書(様式第3号)
- 4 その他

様式第6号(第7条関係)

年度文化財保存顕彰事業実績報告書

年 月 日

砥部町長 様

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった文化財
保存顕彰事業の実績について、砥部町文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱第7条の規定
により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 事業報告書(様式第7号)
- 2 収支決算書(様式第8号)
- 3 その他参考となる資料(写真等)

様式第7号(第7条関係)

年度文化財保存顕彰事業報告書

事業名	
実 施 状 況	(事業内容)
	(事業の効果・問題点)

(注)活動及び成果写真、その他参考となる資料を添付すること。

様式第8号(第7条関係)

収支決算書

	科目	予算額	精算額	増	減	備考
収入	町補助金					
	合計					
支出						
	合計					

様式第9号(第8条関係)

文化財保存顕彰事業費補助金確定通知書

事業者名

文化財保存顕彰事業費補助金の額を砥部町文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

年 月 日

砥部町長

確定額 金 円

様式第10号(第9条関係)

年度文化財保存顕彰事業費補助金支払請求書

年 月 日

砥部町長 様

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった
年度文化財保存顕彰事業費補助金について、砥部町文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱
第9条の規定により、次のとおり請求します。

一金 円也

内訳：交付決定通知額 金 円也